

6 手当と年金について

(1) 特別障害者手当 ★マイナンバー

対象：身体・知的・精神

著しく重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害のある方に支給されます。

- 要件**
- ① 20歳以上であること。
 - ② 障害程度が認定基準に該当すること。
(目安として、下表の1～7の項目の内2つ以上に該当すること。単一の障害でも手当に該当する場合がありますので、お問い合わせください。)
 - ③ 病院などに継続して3か月を超えて入院していないこと。
※入院4か月目から手当が受給できなくなります。受給した場合は返納することになりますので注意してください。
 - ④ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害者支援施設などの支給対象外施設に入所していないこと。
※グループホーム、有料老人ホームの場合は施設に入所しても受給できます。
※短期入所の利用や、デイサービスなど日中のみの施設利用は施設入所に該当しませんので受給できます。

1	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100db以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの、又は両上肢の全ての指を欠くもの、若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの、又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

支給額 月額 30,450円
※所得制限があります。

支給月 5月・8月・11月・2月

(2) 障害児福祉手当 ★マイナンバー

対象：身体・知的・精神

重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする障害のある子に支給されます。

要件

- ① 20歳未満であること。
- ② 障害程度が認定基準に該当すること。(目安として、下表のいずれかに該当すること。)
- ③ 障害を事由とする年金を受給していないこと。
- ④ 児童福祉法で定める障害児入所施設などの支給対象外施設に入所していないこと。
※グループホームの場合は施設に入所しても受給できます。
※短期入所の利用やデイサービスなど日中のみの施設利用は施設入所に該当しませんので、受給できます。

1	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障害であって前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

支給額 月額 16,560円
※所得制限があります。

支給月 5月・8月・11月・2月

支給対象外となる施設	
障害児入所施設	独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等の進行性筋萎縮症者の治療等を行う施設
乳児院又は児童養護施設	国立保養所
指定発達支援医療機関	生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
障害者総合支援法に規定する療養介護を行う病院又は障害者支援施設	病院又は診療所 (法令の規定に基づく命令による入院・入所に限る)
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設	

(3) 特別児童扶養手当 ★マイナンバー

対象：身体・知的・精神

障害のある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。

- 要件
- ① 身体障害者手帳 1～3級・4級の一部
 - ② 療育手帳 A・Bの一部
 - ③ ①、②と同程度の障害を有する児童。
 - ④ 障害を事由とする年金を受給していないこと。
 - ⑤ 施設に入所していないこと。

支給額

1級 月額 58,450円
2級 月額 38,930円
※所得制限があります。

支給月 4月・8月・12月

(4) 心身障害者扶養共済

対象：身体・知的・精神

心身に障害のある方を扶養している保護者(加入者)が加入して掛金を支払い、保護者(加入者)が死亡または重度障害になったとき、障害のある方に生涯にわたり、年金を支給します。

- 要件 〈障害のある方〉
- 次のいずれかに該当する方で、将来独立自活することが困難と認められる方
- ① 身体障害者手帳 1～3級
 - ② 知的障害者
 - ③ 精神又は身体に永続的な障害のある方で、上記と同程度の障害を有する方
- 〈加入者〉
- 次のすべてに該当する方
- ① 障害のある方の保護者
 - ② 石川県内に住所を有し、年齢が65歳未満の方
 - ③ 生命保険契約の被保険者となれないような特別の疾病や障害を有しない方

加入時の年度の4月1日時点の年齢	新規加入者掛金月額(1口あたり)
35歳未満	9,300円
35歳以上～40歳未満	11,400円
40歳以上～45歳未満	14,300円
45歳以上～50歳未満	17,300円
50歳以上～55歳未満	18,800円
55歳以上～60歳未満	20,700円
60歳以上～65歳未満	23,300円

世帯区分	県助成率	市助成率
生活保護世帯	100%	—
住民税非課税世帯	50%	20%
住民税均等割のみ課税世帯	30%	20%
その他の世帯	—	20%

※1口目についてのみ助成されます

支給額 1口あたり 20,000円
※障害のある方一人につき2口まで加入できます。
※掛金は税金の控除の対象になります。

(5) 障害年金

対象：身体・知的・精神

病気やけがによって生活や仕事などが制限される一定の状態になったとき、請求により支給されます。

① 障害基礎年金

国民年金加入中、または20歳前、もしくは60歳以上65歳未満(日本に住んでいる期間)に初診日(※)のある病気やけがについて、障害認定日(※)に、法令により定められた障害等級表(1・2級)に該当する障害の状態にあるときに支給されます。

(※) 初診日：障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日

(※) 障害認定日(原則)：初診日から1年6か月経過した日またはその期間内に治った(症状が固定した)日

障害基礎年金を受給するためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること(保険料納付要件)が必要です。ただし、初診日が20歳未満の場合、納付要件はありません。

- ・初診日のある月の前々月までの公的年金加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
- ・初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと(初診日が令和18年3月末日までにあるときの特例)

● 問合せ先 ●

市保険年金課
☎ 227-6072

② 障害厚生年金

厚生年金加入中に初診日のある病気やけがについて、障害認定日に、法令により定められた障害等級表(1・2級)に該当する障害の状態にあるとき、障害基礎年金に上乘せして支給されます。また、障害の状態が2級に該当しない場合でも、障害等級表(3級)に該当する状態にあるときは、障害厚生年金(3級)が支給されます。なお、初診日から5年以内に病気やけがが治り、障害等級表(障害手当金)に該当する状態にあるときは、一時金である障害手当金が支給されます。

障害厚生年金・障害手当金を受給するためには、初診日の前日において、①障害基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要です。

● 問合せ先 ●

日本年金機構金沢南年金事務所
☎ 245-2311

障害基礎年金・障害厚生年金の等級と年金額 *年金額等は令和7年度の金額です。

		障害の程度		
		重		軽
		1級	2級	3級
厚生年金(2階)	障害厚生年金(1級) 報酬比例の年金額×1.25	障害厚生年金(2級) 報酬比例の年金額	障害厚生年金(3級) 報酬比例の年金額 ※2	障害手当金 ※3
	配偶者の加給年金 ※1	配偶者の加給年金 ※1		
国民年金(1階)	障害基礎年金(1級) 1,039,625円 (昭和31年4月1日以前に 生まれた方 1,036,625円)	障害基礎年金(2級) 831,700円 (昭和31年4月1日以前に 生まれた方 829,300円)	※1 対象者がいる方のみ加算されます	
	子の加算 ※1	子の加算 ※1	※2 障害厚生年金3級の最低保障額は623,800円 (昭和31年4月1日以前に生まれた方は622,000円)	
				※3 (報酬比例の年金額×2)を一時金として支給 障害手当金の最低保障額は1,247,600円 (昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,244,000円)

図は、イメージのため実際の支給額と異なる場合があります。

障害等級表【(1級、2級) 国民年金・厚生年金保険】

※手帳の等級とは異なります

◆1級

号	障害の状態
1	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04・他眼の視力が手動弁以下のもの など
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

◆2級

号	障害の状態
1	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの、又は一眼の視力が0.08・他眼の視力が手動弁以下のもの など
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障害を有するもの
4	そしゃくの機能を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8	1上肢の機能に著しい障害を有するもの
9	1上肢のすべての指を欠くもの
10	1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11	両下肢のすべての指を欠くもの
12	1下肢の機能に著しい障害を有するもの
13	1下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

号	障害の状態
1	両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの、又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたものなど
2	両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5	1上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
6	1下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8	1上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ1上肢の3指以上を失ったもの
9	おや指及びひとさし指を併せ1上肢の4指の用を廃したもの
10	1下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11	両下肢の十趾の用を廃したもの
12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(備考)

- ① 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- ② 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- ③ 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、または中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- ④ 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったものまたは中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

障害等級表【(障害手当金) 厚生年金保険】

号	障害の程度
1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
2	1眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2(※)視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視野点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
5	両眼の調節機能及び輻輳（ふくそう）機能に著しい障害を残すもの
6	1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	1上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
11	1下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
12	1下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14	1上肢の2指以上を失ったもの
15	1上肢のひとさし指を失ったもの
16	1上肢の3指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指を併せ1上肢の2指の用を廃したもの
18	1上肢のおや指の用を廃したもの
19	1下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの
20	1下肢の5趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

(備考)

- ① 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- ② 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- ③ 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、または中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- ④ 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- ⑤ 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったものまたは中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。